

事業者の皆様へ

従業員の個人住民税は給与からの特別徴収で納めましょう！

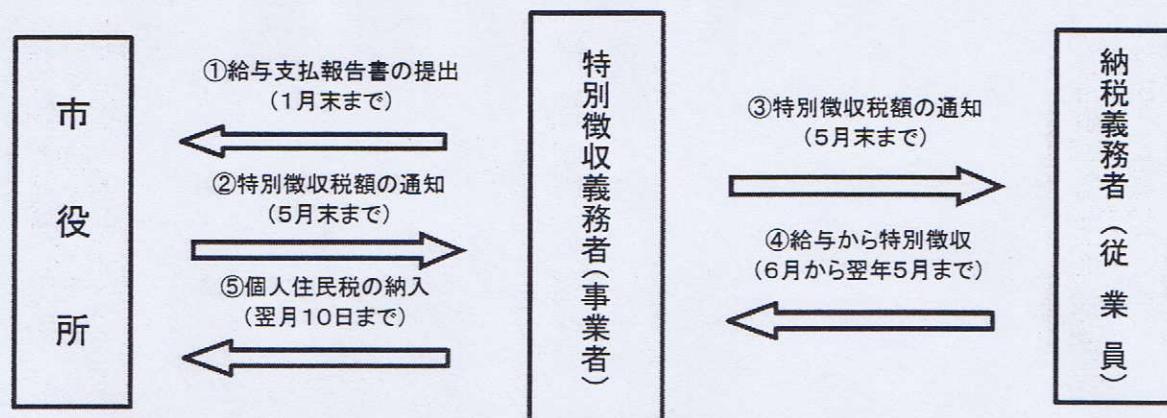
個人住民税の特別徴収とは？

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者(給与支払者)の方が、従業員(給与所得者)に毎月支払う給与から、あらかじめ個人住民税を差し引いて徴収し、納税義務者である従業員に代わって、各市に納入していただく制度です。

個人住民税の特別徴収義務者とは？

地方税法第321条の4及び各市の市税条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、原則として個人住民税の特別徴収義務者として指定されており、所得税と同様に従業員の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収による納税のしくみ



各市は、毎年1月末までに事業者の方から提出された給与支払報告書などをもとに個人住民税を計算し、毎年5月末までに事業者の方へ1年分の税額を通知します。

事業者の方は、通知された税額を月々の給与から差し引いて徴収し、翌月の10日までに各市に納入していただきます。

■ 従業員の皆様にとって大変便利な制度です。■

裏面もご覧ください

■ 大阪府 ■ 守口市 ■ 枚方市 ■ 寝屋川市
■ 大東市 ■ 門真市 ■ 四條畷市 ■ 交野市

個人住民税特別徴収 Q & A

Q. 特別徴収は新しい制度なのですか？

A. 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法や市税条例に規定されています。

Q. なぜ、これからは特別徴収をしないといけないのですか？

A. これまでも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。

Q. 特別徴収によってどのようなメリットがありますか？

A. 事業者の皆様には、所得税のように、税額の計算や年末調整をしていただく必要はありません。

従業員の皆様には、次のようなメリットがあります。

- ・従業員一人ひとりが金融機関等へ納税に出向く手間を省きます。
- ・年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの負担額が少なくなります。
- ・月々の給与等の支払いの際に差し引きされるため、納め忘れがありません。

Q. 新たに特別徴収を始めるには、どのような手続きをすればいいのですか？

A. 每年1月末までに提出していただく給与支払報告書(総括表)の「報告人員」欄に、特別徴収する人数を記載し、各市に提出してください。

また、年度の途中からでもお申出いただくことにより特別徴収を開始することができます。

■ ご理解とご協力をお願い申し上げます。

このチラシの
問合せ先

守口市役所	課税課市民税係	電話06-6992-1456(直通)
枚方市役所	市民税課	電話072-841-1221(代表)
寝屋川市役所	税務室市民税担当	電話072-824-1181(代表)
大東市役所	課税課市民税グループ	電話072-870-0418(直通)
門真市役所	課税課市民税グループ	電話06-6902-5898(直通)
四條畷市役所	税務課市民税担当	電話072-877-2121(代表)
交野市役所	税務室 市民税係	電話072-892-0121(代表)